

平成 1 3 年度

国の施策並びに予算に関する要望

平成 1 2 年 7 月 1 8 日

全 国 知 事 会

序

新たな世紀の到来を間近に控え、国民が将来にわたり豊かで安心できる社会経済システムを早急に構築することが喫緊の課題となっている。同時に、わが国には世界経済の安定や地球環境の保全にふさわしい役割を果たしていくことが求められている。

わが国では、金融改革を始めとする社会経済の構造改革に向けた積極的な取り組みとともに、平成11年11月の経済新生対策などこれまでの数次にわたる経済対策が着実な成果を上げ、景気は緩やかな回復傾向を示しているが、雇用不安等国民生活を取り巻く環境には依然として厳しいものがある。

こうした状況にあって、国民がゆとりある暮らしを実現するためには、各分野における構造改革をなお一層促進するとともに、景気の本格的な回復に向けた各般の施策を総合的、計画的に推進することが肝要である。

本年4月、地方分権一括法が施行され、地方分権改革が実施の段階を迎えるとともに、5月には、地方分権を引き続き総合的かつ計画的に推進するため、地方分権推進法の有効期間が1年間延長された。

これらは、いわば、新たな出発点であり、今後とも国と地方が協調し、さらなる地方分権の推進に向けた継続的な努力が必要である。

本要望書は、以上のような地方行財政を取り巻く状況を踏まえ、なお国に対して要望すべき都道府県の重要課題について、地方分権のなお一層の推進や地方税財源の拡充強化・安定的確保を求める地方制度関係、新たな視点に立った農林水産業や中小企業の振興を求める農林商工関係、個性あふれる地域づくりや災害に強いまちづくりを求める建設運輸関係、介護保険の円滑な実施など総合的な地域福祉施策の充実を求める社会文教関係、基地対策の積極的な推進を求める国際関係の五つの分野別に集約して、取りまとめたものである。

都道府県は、地域住民とともに自己決定・自己責任の原則に基づき、多岐にわたる行政需要に主体的に対処する所存であるが、諸施策を執行するに当たり、その実効性を確保するためには、国と地方は対等・協力という新しい関係の下、相互の連携を図ることが是非とも必要である。

国においては、以上の趣旨を十分踏まえて、22項目にわたる要望事項の実現について特段の配慮をされるよう強く要望する。

目 次

【地方行財政関係】

- 1 地方分権の推進に関する要望 1
- 2 地方財政対策に関する要望 2

【農林・商工関係】

- 1 農業の振興に関する要望 7
- 2 林業の振興に関する要望 1 2
- 3 水産業の振興に関する要望 1 4
- 4 中小企業の振興に関する要望 1 7
- 5 資源エネルギー - 対策の推進に関する要望 1 9
- 6 消費生活の安定向上に関する要望 2 3

【建設・運輸関係】

- 1 地方振興の推進に関する要望 2 5
- 2 交通社会資本の整備に関する要望 2 8
- 3 土地対策及び都市づくり施策に関する要望 3 3

4 災害対策に関する要望 3 6

5 国土保全対策及び水資源対策に関する要望 4 2

【社会・文教・環境関係】

1 少子化問題に対する総合的施策の推進に関する要望 4 5

2 社会福祉及び保健医療に関する要望 4 6

3 地域改善対策等に関する要望 5 0

4 雇用対策に関する要望 5 1

5 教育及び文化の振興に関する要望 5 2

6 環境保全対策に関する要望 5 4

【国際化・基地・領土関係】

1 地域国際化の推進に関する要望 5 9

2 基地対策に関する要望 6 2

3 北方領土及び竹島領土関係に関する要望 6 4

【地方行財政關係】

1 地方分権の推進に関する要望

社会経済システムの構造的変革の重要な部分を構成する分権型社会の創造や中央省庁等の再編が、実施の段階を迎えている。本年4月には、地方分権一括法が施行され、機関委任事務制度の廃止などの改革が行われた。また、地方分権を引き続き総合的かつ計画的に推進するため、地方分権推進法の有効期間が延長されたところである。

しかしながら、地方分権一括法の施行はいわば出発点であり、国及び地方の行財政全般にわたる地方分権改革には、取り組むべき多くの課題が残されている。このため、今後とも国と地方が協調し、さらなる地方分権の推進に向けた継続的な努力が不可欠である。

国においては、地方分権推進体制を維持し、引き続き検討を要する課題について積極的に取り組むなど、地方分権改革をなお一層推進されるとともに、地方分権を実質的に担保する地方税財源については税源移譲などにより拡充強化されたい。また、地方分権時代に即応した新しい住民自治制度の在り方についても検討し、適切な措置を講じられたい。

2 地方財政対策に関する要望

現下の地方財政は、大幅な税収の落ち込みに加え、累次の景気対策の実施等により借入金残高が約184兆円（平成12年度末見込み）に達するなど、極めて厳しい状況にあり、今後一層深刻になることが憂慮される。引き続き地方公共団体においては、徹底した行財政改革を推進し、財政の健全化に努めることが急務となっている。

一方で、地方公共団体は、少子・高齢化に対応した地域福祉施策の展開、後世代に引き継ぐための環境保全、新しい時代にふさわしい活力のある地域づくり、生活に密接に関連する社会資本の整備等の増大する財政需要に適切に対応することが求められている。

また、地方分権一括法が成立し実施段階に至った地方分権を実効あるものとし、自主的・自立的な行財政運営を推進していくため、早急に地方一般財源の充実確保を図ることが求められている。

よって、国においては、次の事項を実現されたい。

1 分権型社会に対応するための地方税財源の拡充強化

(1) 歳出規模と地方税収入の乖離の縮小

地方税については、地方における歳出規模と地方税収入の乖離を極力縮小する方向で、国と地方公共団体の役割分担を踏まえ、国と地方との税源配分の見直しを行い、消費税や所得税などの税源の国から地方への移譲等により、早急に地方税源を拡充強化すること。

(2) 地方分権の進展に応じた一般財源の確保

国庫補助負担金の廃止・縮減や国から地方公共団体への事務・権限の移譲に伴って必要となる地方税、地方交付税等の一般財源を確保すること。

2 地方税収の安定的確保

(1) 法人事業税への外形標準課税の導入等

都道府県税において重要な地位を占める法人事業税については、中小法人の税負担に配慮しつつ、全国的な制度として外形標準課税を速やかに導入し、税収の安定的確保等を図ること。

また、日本銀行の国庫納付金相当額を法人関係税の課税対象とするよう制度を改めること。

(2) 恒久的な減税対策等

恒久的な減税に伴う地方税の減収については、引き続きその補てん対策として暫定的措置が講じられたところであるが、速やかに税制の抜本的な見直しを行い、地方税収の安定的確保を図ること。

なお、ゴルフ場利用税については、ゴルフ場周辺における道路整備、環境対策等地方公共団体の各種行政サービスの効果を主としてゴルフ場利用者が享受していること、また、当該税がゴルフ場所在地方公共団体の貴重な財源となっていること等から、今後とも堅持すること。

(3) 非課税等特別措置の整理合理化

税負担の公平を期する見地から地方税における非課税等特別措置については、極力整理合理化を図り、新設・拡充は厳に抑制すること。

特に、事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特別措置の見直しを行うこと。

また、国税における租税特別措置についても、絶えずその見直しを行い、地方税への影響を遮断すること。

3 地方交付税総額の安定的確保

地方交付税は、地方公共団体の自主性を損なうことなく、財源の均衡化を図るとともに、一定水準の行政の計画的運営を保障することによって、地方自治の本旨を実現するために設けられている地方にとって不可欠な地方公共団体共有の財源である。

しかし、現下の地方財政は、長期にわたり地方交付税法第6条の3第

2項の規定に該当する膨大な財源不足が生じ、多額の交付税特別会計借入金等により補てんすることを余儀なくされる極めて厳しい状況が継続しているため、交付税率の引上げ等により、交付税総額を安定的に確保する方策を講じること。

あわせて、地方交付税が地方公共団体の固有財源であることを明確にするため、直接交付税特別会計に繰り入れる制度とすること。

4 社会資本整備に対する財源措置等

(1) 社会資本整備の促進

地方分権の進展に伴い役割の拡大している地方公共団体が、保健福祉の推進、生活環境の整備、防災対策の強化等の増大する地域の政策課題に的確に対応できるよう、地方単独事業について所要額を確保すること。

また、公共事業として行う社会資本整備については、地方のニーズに即した重点化を進めるとともに、地方負担に対して的確な財政措置を講じること。

(2) 地方債の改善等

ア 地方債制度の改善等

地方債制度については、事務手続きの一層の弾力化・簡素化を推進するとともに、支払利率の高い既発の地方債については、公債費負担を軽減するため、繰上げ償還や借換え等の措置を拡充すること。

イ 地方債資金の確保等

財政投融资改革後も、地方債資金について、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。

また、良質な地方債資金の調達のため、公営企業金融公庫の資金調達に対する政府保証を維持すること。

5 国庫補助金等の整理合理化

国庫補助負担金については、地方分権推進計画の基本的な考え方に沿

って整理合理化、運用・関与の改革を積極的に推進するとともに、廃止・縮減を行っても引き続き当該事務・事業の実施が必要な場合には、地方税・地方交付税等の必要な地方一般財源を確保すること。

なお、地方超過負担を解消するため、実態調査等を適時に行い、適切な改善措置を講じること。

6 直轄事業負担金の廃止

直轄事業負担金は、直轄事業が全国的視野の下に国家的施策として実施されておりながら、地方公共団体に対して個別的に財政負担を課するものであり極めて不合理であるので、廃止すべきである。

特に、維持管理費に係る負担金については、本来管理主体が負担すべきものであり、直ちに廃止すること。

7 ペイオフ解禁後の公金預金対策の推進

地方公共団体の公金預金は、地域住民の共有財産といえるものであり、預入先の金融機関が破綻した場合、地方公共団体の行政執行に支障を生じ、住民生活に多大な影響を及ぼすおそれがある。

地方公共団体の公金預金については、ペイオフ解禁後においても行政執行等に支障が生じることのないよう、国において、所要の対策を講じること。

【農林・商工関係】

1 農業の振興に関する要望

わが国の農業・農村を取り巻く環境は、食料供給力の低下、次代の担い手の減少、農地面積の減少、高齢化の進行等により、厳しさを増している。

このような状況に対応し、食料の安定供給を確保するため、農業の持続的な発展、農村の振興を図るとともに、農業の持つ多面的機能の発揮に十分配慮した対策を講じる必要がある。

よって、国においては、次の事項を実現されたい。

1 総合的・計画的な農業政策の推進

今後の食料・農業・農村政策の基本方針となる「食料・農業・農村基本法」に掲げる基本理念の実現を図るため、「食料・農業・農村基本計画」に基づき実施される具体的施策を早期に確立すること。

また、世界貿易機関農業交渉に当たっては、農業の多面的機能、食料の安全保障の重要性等に配慮した、農産物の生産・貿易に関する新たな国際ルールの実現に向けて、わが国の考え方を積極的に主張していくとともに、林産物・水産物についても新たな国際ルールづくりを早急に確立すること。

なお、国民に情報の提供を行い、国民の理解の下に推進すること。

2 農業農村整備の推進

(1) 農業生産基盤整備の推進

農業の生産性の向上と合わせ、生態系等の自然環境に配慮した、かんがい排水、ほ場整備等の農業生産基盤整備事業を積極的に推進すること。

(2) 農村整備の推進

生産基盤と生活環境を一体的に整備するため、農村総合整備事業を

推進すること。

また、農村生活環境の質的向上を図るため、農道、農業集落排水等の生活環境整備事業を積極的に推進すること。

特に、生活環境整備が遅れている地域の整備に当たっては、重点的に配慮すること。

(3) 農地等保全管理の推進

農地・農業用施設等の災害の発生未然防止と機能回復を図るため、農地等の保全管理に関する事業を積極的に推進すること。

なお、国土保全等の公益的機能を有する土地改良施設の維持管理のための公的管理の充実を検討すること。

(4) 経営構造対策事業の推進

効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、地域の立地条件に即した農業の基盤整備の推進、農業の経営規模の拡大等の事業を推進すること。

(5) 優良農地の確保及び有効利用の推進

農業生産の基礎的資源である農地を良好な状態で確保するとともに、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、担い手への農地集積を促進する農地流動化対策を積極的に推進すること。

(6) 都市及びその周辺における農業の振興

消費地に近い都市近郊農地の特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産の振興対策を講じること。

3 担い手の確保・育成及び農業経営安定化対策の推進

次代の農業を担う優れた農業者を確保・育成するため、青年農業者等の育成等新規就農対策を積極的に推進すること。

また、認定農業者、農業法人、集落営農組織等の多様な担い手の確保・育成に関する支援を充実するとともに、農業・農村で重要な役割を果たしている女性、高齢者の能力が一層発揮できるような条件整備を積極的に推進すること。

さらに、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、認定農業者への支援の充実を図るとともに、農業経営体の法人化を地域の実情等に応じ推進するなどの対策を講じること。

4 新技術開発の推進

農業、食品産業等の生産性の飛躍的向上を図るため、バイオテクノロジー等基礎的・先導的技術の開発・普及を強力に推進するとともに、産学官の連携による共同研究体制の拡充強化を図ること。

5 中山間地域等の活性化対策の推進

健全な地域社会を維持していく上で、厳しい状況に直面している中山間地域の活性化に資するため、地域の特性や創意工夫を生かした各種事業を実施できるような確な措置を講じるとともに、関係省庁間の一層の連携の下に中山間地域等の総合的な活性化対策を強力に実施すること。

特に、隣接する都道府県等が共同で推進する広域的な連携による中山間地域振興施策に対し、所要の財政措置を始めとする各種の推進方策を講じること。

また、中山間地域等における適切な農業生産活動等を支援する直接支払制度の推進に当たっては、国民の理解を得るとともに、地域の実情に配慮した運用とすること。

6 米の生産・供給安定対策の推進

(1) 米の計画的生産の推進

需要に応じた米の計画的生産に当たっては、生産者の主体的取組みがより一層助長されるよう生産者団体等を指導するとともに、米の生産数量・作付面積に関するガイドラインの配分については、中長期的見通しの下に継続性のある安定したものとすること。

(2) 麦・大豆等の本格的生産の推進

水田を利用した麦・大豆等の本格的生産を図るため、基盤整備、機

械・施設等の条件整備を積極的に推進すること。

また、国産麦・大豆の需要拡大の見通しを明確にするとともに、実需者に対する利用促進対策の充実を図ること。

(3) 食糧制度の的確な運用

食糧法の趣旨にかんがみ、計画流通米の適正かつ円滑な流通及び備蓄と米の作況変動に対する対応の機動的な運営を行い、米の安定的な供給と価格の安定を図ること。

(4) 米の消費拡大対策の推進

米の需給均衡の回復を図るため、米を中心とした日本型食生活の普及・啓発、米飯学校給食の普及・促進、米加工品等の開発支援など消費拡大対策を積極的に推進すること。

7 畜産及び農作物の生産・流通・経営安定対策の充実

(1) 畜産対策の充実

乳製品、牛肉、豚肉の関税率の引下げ等に対応し、高品質で安全な畜産物の安定供給、生産性の向上、畜産経営の体質強化等を図るため、畜産振興総合対策、畜産環境対策、自給飼料増産対策等を充実すること。

また、口蹄疫を始めとする海外悪性伝染病防疫対策等についてさらなる強化を行うこと。

(2) 農作物対策の充実

農作物の生産性の向上を図るとともに、需要の動向に適切に対応し得る生産体制を確立するため、地域輪作農法の推進、高品質農産物の生産、省力機械の開発・実用化、環境保全型農業の推進等を図ること。

また、病害虫及び鳥獣被害を防止するため、総合的な防除対策の積極的な推進を図ること。

さらに、果実等外国農産物の輸入に当たっては、わが国に未発生病害虫が侵入しないよう、検疫措置に万全を期すること。

(3) 経営安定対策の充実

畜産物及び農作物の生産者が安心して経営に取り組めるよう、経営安定対策の充実強化に努めるとともに、食品加工対策、食品安全性確保対策、流通対策、消費拡大対策を総合的に推進すること。

(4) ダイオキシン類対策の充実

農作物等に対するダイオキシン類の影響を把握するため、全国調査を拡充し、公表するとともに、安全基準等の設定を行うなど対策の充実強化を図ること。

2 林業の振興に関する要望

林業経営の活性化、国産材の安定供給と需要の拡大、担い手の確保・育成等の諸施策を推進し、林業の着実な発展と農山村の振興を図るとともに、地域の特性に応じた健全で多様な森林の整備を推進し、森林の持つ公益的機能の維持増進を図る必要がある。

よって、国においては、次の事項を実現されたい。

1 新たな林業政策の確立

新たな林業政策の具体的な検討に当たっては、地域の実情に十分配慮し、地方公共団体の意見を踏まえたものとする。

2 林業と山村整備の推進

(1) 林業生産基盤整備の推進

水土保持機能の高度発揮、森林と人との共生の促進、森林資源の循環利用の促進、山村の活性化等を図るため、森林保全整備事業、森林環境整備事業を積極的に推進すること。

また、緊急間伐5カ年対策等の実施により、総合的な間伐対策を積極的に推進すること。

(2) 林業構造改善事業の推進

地域の特性に応じた林業の確立と森林資源の総合的活用による地域づくり等を促進し、地域産業としての林業の維持・発展、特用林産物の安定供給及び木材流通の合理化に資するため、林業構造改善事業を積極的に推進すること。

3 担い手の確保・育成対策の推進

林業従事者の減少、高齢化等に対処し、林業従事者の所得の確保、定住条件の整備、新規参入の促進等担い手の確保・育成を図るための対策

を積極的に推進すること。

4 森林の持つ公益的機能の維持増進策の推進

(1) 国土・環境保全機能の維持増進策の推進

森林・山村の有する重要な国土・環境保全等の公益的機能を維持増進するため、森林の適正な管理の推進等に係る施策を拡充すること。

また、森林生態系を重視し、自然環境の維持、動植物の保護等を図るため、複層林、広葉樹林の整備、天然林の保全・管理対策等を積極的に推進すること。

(2) 中山間地域対策の推進

中山間地域の活性化を図るため、生活環境施設等の定住条件の整備を促進すること。

(3) 森林の総合利用の推進

森林を国民共有の財産として保全するとともに、国民の森林に対する多様な要請にこたえるため、林業の活性化を図りつつ多様な森林の整備、都市と山村の交流促進等の事業を積極的に推進すること。

(4) 森林病虫害等防除対策の推進

森林病虫害等の被害を防止するため、新しい防除技術の開発、被害拡大未然防止対策、感染源除去促進対策、被害跡地対策等を推進すること。

特に、松林の保全を図るため、松くい虫防除対策を積極的に推進すること。

5 国産材の安定供給体制の整備と需要の拡大

国産材の安定供給の確保と流通の合理化等を図るため、国産材供給体制の整備対策、木材産業の体質強化対策及び木材利用推進対策を積極的に推進すること。

なお、国産材の需要を拡大するため、木材利用に関する技術開発の支援を図るとともに、住宅・公共施設建設等における国産材の利活用施策を積極的に推進すること。

3 水産業の振興に関する要望

国連海洋法条約に基づく新たな海洋秩序に的確に対応するとともに、水産物の安定供給と水産業の体質強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現されたい。

1 新たな水産業政策の確立

「水産基本政策大綱」及び「水産基本政策改革プログラム」に掲げた新たな政策理念と基本的な施策方向を踏まえ、「水産基本法(仮称)」を早期に制定すること。

2 周辺水域における漁業の振興対策の推進

(1) 水産資源の総合開発の推進

わが国の排他的経済水域における水産資源の積極的な開発、適正な管理を行うため、資源管理型漁業の定着を促進するとともに、水産資源の総合的な調査・開発研究、海洋の利用開発等を推進すること。

(2) つくり育てる漁業及び内水面漁業の振興対策の推進

海域の特性に応じた栽培漁業等の振興を図るため、新技術の開発・普及を積極的に推進するとともに、栽培漁業に対する支援を拡充すること。

真珠養殖については、アコヤ貝の大量へい死の原因である病原体を早急に特定するとともに、へい死による被害を防止し、真珠養殖業の振興発展を図るため、持続的養殖推進対策フォロ - アップ事業等の振興対策を積極的に推進すること。

また、かき等魚介類のへい死原因である新型赤潮の発生機構を解明し、漁業被害の未然防止又は軽減を図るため、発生予知・観察技術及び防除技術の開発を進めること。

さらに、内水面漁業の振興と内水面地域の活性化を図るための総合的な対策を推進すること。

(3) ダイオキシン類対策の充実

水産物に対するダイオキシン類の影響を把握するため、全国調査を拡充し、公表するとともに、安全基準等の設定を行うなど対策の充実強化を図ること。

3 国際漁業対策の推進

(1) 新海洋秩序に対応した対策の推進

新海洋秩序に対応したわが国漁業の的確な維持・発展対策を推進すること。

(2) 補償・救済対策の強化

諸外国漁場の厳しい規制強化やわが国排他的経済水域内での外国漁船の操業に伴い、漁獲量の削減、漁場の縮減等を余儀なくされた水産業関係者に対しては、補償・救済に適切な措置を講じるとともに、関係地域の経済振興策に万全を期すること。

(3) 海外漁場の開発等の推進

海外漁場における、水産資源の調査及び適正な保全対策を講じつつ漁業外交、国際漁業協力等を強力に推進し、操業の確保を図るとともに、入漁条件の緩和、新漁場の開発等に努めること。

4 水産基盤施設の整備と漁村の活性化対策の推進

資源管理型漁業やつくり育てる漁業等の水産業の振興、活力ある漁村を形成するため、総合的かつ一体的な漁場及び漁港・漁村整備を積極的に推進すること。

また、快適な漁村環境を形成するため、漁業集落における生活環境の整備対策を推進すること。

5 担い手の確保・育成対策の推進

漁業就業者の減少、高齢化に対処し、担い手の確保・育成を図るため、漁業従事者の養成、就労条件の改善等を推進すること。

4 中小企業の振興に関する要望

長引く景気低迷により、厳しい経営環境にある中小企業の状況を踏まえ、中小企業の活性化、経営基盤の強化を図る必要がある。またインターネットに代表されるIT（情報技術）革命に対応できる新しい知識や技術を身につけた人材を育成し、より高い技術や製品の開発ができるよう中小企業を支援していく必要がある。

よって、国においては、次の事項を実現されたい。

1 中小企業の活性化

(1) 中小企業活性化対策の推進

厳しい経済環境の変化に対応するため、「中小企業基本法」の基本理念を踏まえ、経営の革新、創業の促進に対する支援をするとともに、地域の特性を考慮した企業の育成・経営基盤強化を推進すること。

特に、大学研究機関における研究成果が円滑に産業化できる産学官連携システムを支援するとともに、IT（情報技術）革命に中小企業に対応できるよう、人材育成を始め各種の支援を行うこと。

さらに、「新事業創出促進法」に基づいて、新製品開発のための技術・研究開発支援等の充実強化を図るとともに、新事業創出支援体制（地域プラットフォーム）や「中小企業支援法」に基づく中小企業支援センターの整備に伴う支援策を拡充すること。

(2) 中小小売・卸売業振興対策の拡充強化

中小小売業の健全な発展を促進するため、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」に基づく支援の充実を始め、地域の個性ある商店街・商業集積づくりのための商業基盤整備等の活性化対策を推進するとともに、中小小売業の支援策の中核となっている「商店街競争力強化基金事業」の充実を図ること。

さらに、中小卸売業が流通構造の変化に的確に対応するため、事業の共同化・情報化等による物流の効率化及び小売商業支援機能の強化等の施策を推進すること。

(3) 下請中小企業振興対策の推進

下請中小企業の振興に資するため、中小企業基本法の基本理念を踏まえ、下請取引の実態を十分把握するとともに、取引開拓、自立促進等に対する施策を充実すること。

(4) 中小企業を取り巻く高コスト構造の是正

中小企業を取り巻く高コスト構造を是正し、中小企業の活性化を図るため、物流の共同化・効率化のためのインフラ整備、エネルギー・電気通信分野等の規制緩和等を推進すること。

(5) 伝統的工艺品産業振興対策の拡充

全国各地の歴史や文化に根ざした伝統的工艺品産業の振興を図るため、伝統的工艺品の指定基準を緩和するとともに、人材の育成確保・交流・需要開拓、普及啓発の強化等に係る施策を一層充実すること。

2 経営基盤の強化

(1) 融資制度の拡充

依然として厳しい経済環境にある中小企業の状況を踏まえ、中小企業金融対策の一層の拡充を図るとともに、金利動向や経済環境の変化等を踏まえた融資制度の弾力的な運用を図ること。

(2) 信用補完制度の拡充

信用保険料率の引下げ措置の延長や保険てん補率の引上げ等を行うとともに、信用保証協会への助成措置及び中小企業総合事業団への出資等を充実し、経営基盤を強化すること。

特に、中小企業金融安定化特別保証制度による代位弁済等の状況を十分踏まえ、信用保証協会の経営基盤に支障を来さないよう必要な支援措置を講じるとともに、ペイオフ解禁後の預託金についても保護措置を講じること。

5 資源エネルギー対策の推進に関する要望

エネルギー需給関係の安定化を図るとともに、地球環境問題に配慮した資源エネルギー対策を推進する必要がある。

また、原子力発電については、国民の理解と協力の下に進められるよう、一層の情報公開と安全対策の充実が必要である。

よって、国においては、次の事項を実現されたい。

1 電源立地対策の推進

(1) 電源地域振興のための総合的施策の推進

電源地域の恒久的かつ広域的な振興を図るため、各省庁が一体となった支援を一層強化するとともに、特別立法措置を含め、地元産業の振興、企業誘致、生活環境・産業基盤の整備等の総合的施策を講じること。

特に、電源三法交付金制度については、適用期限の延長及び交付単価・交付限度額の引上げ及び対象地域を拡大するとともに、使途等も含め、地方公共団体がより自主的・弾力的に活用できるような制度の改善を図ること。

また、今後、増加が予想される卸供給事業者の建設する都市型発電所の立地に対応するため、制度を見直すこと。

(2) 電源立地についての広報活動の強化

電源立地についての社会的合意形成の促進を図るため、原子力発電所等の諸情報を積極的に公開するとともに、その安全性、必要性等の広報活動を強化すること。

2 新エネルギーの開発利用の推進

エネルギーの安定供給の確保と地球環境問題への的確な対応を促進す

るため、地域における新エネルギーの総合的な開発利用対策を推進するとともに技術開発、情報の交換、財政措置等の充実を図ること。

特に、地方公共団体におけるRDF（ごみ固形化燃料）発電等の廃棄物発電・自然エネルギーを利用した風力発電、太陽光発電等の普及及び事業性の確保を図るため、売電価格が環境への貢献に配慮した設定となるよう適切な支援措置を講じること。

3 原子力発電所等の安全対策の推進

(1) 原子力政策における国民的合意の形成

今後、原子力政策を進めるに当たっては、「原子力政策円卓会議」のモデレーター提言や原子力開発利用長期計画の策定における議論等を踏まえるとともに、原子力のエネルギー供給に果たす役割や意義について、政府や国民が、国会の内外の様々な場において議論や検討を行い、一層国民の理解を深めるよう取り組むこと。

また、国民がエネルギーや原子力について正しい知識を持つことが重要であるため、小学校など早い時期からの教育を行うこと。

(2) 核燃料サイクルの進め方

核燃料サイクルの進め方については、社会情勢、原子力政策の進状況を的確に把握し、適宜適切にチェック・アンド・レビューを行うことができる体制を確立すること。

また、軽水炉でのプルサーマル計画については、国民の間に様々な議論があるため、国の責任において計画の意義、安全性及び進め方について、国民のコンセンサスを得るとともに、安全の確保を第一とし、立地地域の十分な理解と同意を前提として慎重に対処すること。

さらに、輸入MOX燃料の安全規制について、抜本的強化対策を講じ、国の責任による厳正な安全確認を行うとともに、製造時の品質管理を徹底するよう事業者に対し厳正な指導を行うこと。

(3) 原子力発電所等の安全確保

原子力発電所等の安全性の確保に万全を期するため、原子力安全規

制体制を改革、強化し、安全に関する審査、検査の強化と、品質保証活動及び運転監視体制の充実を図ること。

特に、事故・故障等異常時における地方公共団体への通報義務は、国と同様の内容により制度化し、国民に対する情報提供に万全を期すること。

また、シビアアクシデント対策は、その趣旨を住民に対して十分説明し、理解を得て適切に進めること。

さらに、人為的事故の防止対策、安全対策に関する技術開発、高経年化対策、耐震安全性の信頼性向上、放射線（能）監視及び連絡通報体制の整備に係る施策を充実すること。

(4) 使用済燃料、放射性廃棄物等の恒久的な対策の確立

発電所内での使用済燃料の貯蔵・保管が長期化しないよう、再処理施設の建設を着実に進めるとともに、発電所外での新しい中間貯蔵施設の建設に向けて、立地の促進を積極的に推進すること。

また、放射性廃棄物の処分について、具体的な方策を早急に策定すること。

特に、高レベル放射性廃棄物の最終処分については、処分に係る研究・開発の一層の促進を図るとともに、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づく事業の早期実施に向けて、政府一体の下、一層の取組みの強化を図ること。

さらに、廃炉の処理基準の策定及び処分について、安全かつ恒久的な方法を確立するとともに、早急に関係法令を整備すること。

(5) 原子力発電所等に係る情報公開等の充実

原子力発電所等に係る許認可文書や事故・故障の情報を幅広く公開し、国民や地域住民とのコミュニケーションの増進に努めるとともに、地方公共団体に対し、原子力施設に関する情報も含め、詳細な情報を提供するなど、情報交換・連携を密にすること。

また、より一層の情報公開等が図られるよう施設設置者を指導すること。

(6) 原子力防災対策の充実

「原子力災害対策特別措置法」の制定に伴い、国は関係地方公共団体における原子力防災体制の充実・強化を図るとともに、関係地方公共団体が整備するオフサイトセンターを始めとする原子力防災に関する施設、資機材等に対し、所要の財政措置を講じること。

また、原子力施設ごとに原子力災害時の具体的な事故想定、影響を及ぼす地域の範囲及び被害想定について検討を行い、避難経路・迂回路の確保等を含む原子力防災対策の充実強化を図ること。

(7) 温排水の影響調査の推進

環境、生物等に対する温排水の影響調査を促進し、これまでの成果を公表するとともに、その手法及び評価方法を早急に確立すること。

また、温排水の有効かつ多目的利用に関する総合的研究開発を推進すること。

6 消費生活の安定向上に関する要望

規制緩和の進展や国民の安全意識の高まりなど消費者をめぐる諸問題は、一層複雑化、多様化してきており、消費者行政の充実を図る必要がある。

よって、国においては、次の事項を実現されたい。

1 消費者保護関連法制度の充実

消費者保護に関する総合的な対策を確立するため、消費者保護関連法制度のなお一層の整備等を図ること。

また、「消費者契約法」の施行に伴いその実効性を確保するため、消費者苦情処理体制の充実や国民への周知徹底等所要の措置を講じること。

2 食品等生活関連物資の安全性の確保

食品等生活関連物資の安全性の確保について万全を期すること。

特に、遺伝子組換え食品については、消費者が商品を適切に選択できるようにするため、わかりやすい情報提供を積極的に推進すること。

また、表示制度を確実に実施するとともに、表示義務対象食品の見直し等一層の充実強化を図ること。

【 建設・運輸関係 】

1 地方振興の推進に関する要望

国土の均衡ある発展と活力に満ちた個性豊かな地域づくりを推進するため、地方自らが主体的に地域振興に取り組める体制を整備するとともに、社会資本の整備等地域振興のための諸施策を積極的に推進する必要がある。

よって、国においては、次の事項を実現されたい。

1 国土の均衡ある発展の推進

(1) 「21世紀の国土のグランドデザイン」の推進

新しい全国総合開発計画である「21世紀の国土のグランドデザイン」の基本方向である多軸型の国土構造の形成による国土の均衡ある発展を推進するため、多自然居住地域の創造、大都市のリノベーション等の戦略を積極的に展開するとともに、地方分権の推進及び地方財政基盤の充実を一層図ること。

また、「21世紀の国土のグランドデザイン」の推進に当たっては、地方公共団体の意見を反映させるとともに、各省庁間において十分な調整を図ること。

(2) 社会資本整備の推進

国民が真に豊かさを実感できる社会を実現するため、社会資本整備を計画的に推進すること。特に、社会資本整備の遅れている地域の整備に当たっては、重点的に配慮すること。

また、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づく事業の円滑な推進を図るため、早期に金融・税財政上の措置を確立すること。

(3) 地方拠点都市地域整備の推進

「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」に基づく基本計画を達成できるよう、公共事業の重点実施、地方単独事業の推進に対する金融・税財政上の措置を講じるとともに、産業業務施設の再配置促進策を推進すること。

2 地域の振興整備の推進

(1) ふるさとづくりの推進

地方公共団体による、地域の実情に応じた自主的・主体的な地域づくりを一層推進するため、ふるさとづくり事業に係る財政措置を充実強化すること。

また、住民の社会生活圏域の広域化に対応したふるさとづくりを促進するため、引き続きふるさと市町村圏事業等広域行政圏施策を積極的に推進すること。

(2) 地域における科学技術の振興の推進

地域における科学技術の振興を推進するため、人材及び情報の交流の活発化等、産学官の連携を促進する施策等を総合的に推進すること。

また、国における科学技術に関する基本的政策の策定等に当たっては、策定のための会議に地方公共団体の代表を加えるなど、地方公共団体の意見を十分に反映させる方策を講じること。

(3) 地域の振興整備に関する政策金融機能の充実

地域特性を生かした個性ある地域づくりを推進するため、現在の地域づくりを支えている政策金融機能に十分配慮し、地域整備等に関する良質な資金の確保と柔軟な運用を図ること。

3 情報通信を活用した地域振興の推進

(1) 情報通信基盤の整備の推進

情報化の進展が、大都市からの距離等の不利な条件を抱えた地域の発展に資するよう、各種の情報通信基盤の整備を積極的に推進すること。特に、光ファイバ網の整備については、民間事業者の活力を生か

すとともに、国や地方公共団体が整備する光ファイバ網の相互利用も推進しつつ、できるだけ早い時期に全国整備を達成すること。

なお、情報通信基盤の整備に当たっては、民間事業者の不採算地域における整備の遅れにより新たな地域間格差が生じることのないよう、万全の措置を講じること。

(2) 地域間格差の是正及び利用環境の整備

情報通信における地域間格差を是正するため、電気通信格差是正対策を拡充するとともに、通信料金の遠近格差の是正を図ること。

また、反社会的な情報の流通等、情報通信高度化に伴い発生する新たな社会問題への対策を推進すること。

4 特定地域振興対策の推進

特定地域における住民福祉の向上、雇用の増大、地域間格差の是正、美しく風格ある国土の形成等を図るため、過疎地域自立促進対策を始め、山村振興対策、豪雪地帯対策、離島振興対策、半島振興対策等を引き続き推進すること。

また、若者定住対策を推進するとともに、各種の計画策定の簡素化を図ること。

なお、新産・工特制度等、地方産業振興政策の在り方の見直しに当たっては、地域の実情や意見を十分に尊重すること。

2 交通社会資本の整備に関する要望

交通社会資本は、国土の均衡ある発展と地域社会の振興を図る上で重要な基盤であり、地域相互の連携を進め、自立的発展を可能にするため、長期的な展望に立った総合交通体系を樹立する必要がある。

よって、国においては、次の事項を実現されたい。

1 道路整備等の推進

(1) 道路整備の促進

道路交通の円滑化と安全の確保及び生活環境の改善を図るため、道路整備事業を積極的に推進すること。

特に、道路整備を早期かつ計画的に推進するため、現行の道路特定財源制度を堅持し、所要の財源の確保を図ること。

また、地域の連携、交流の活発化を支える新たな幹線交通軸の形成について、長期的視点に立って調査・検討を進めること。

(2) 高規格幹線道路等の整備促進

高規格幹線道路及び地域高規格道路の整備等を積極的に推進するとともに、進捗が遅れている路線については、早急に計画を進め、整備を促進すること。なお、国の支援措置の確保を図るとともに、全国料金プール制により採算性を維持しつつ、高速自動車国道の整備を着実に推進すること。

また、高規格幹線道路の整備に当たっては、道路整備に関する国と地方の財政秩序を保持しつつ、新たな整備手法を確立するなど、その整備手法等について配慮すること。

(3) 地方有料道路制度の改善

地方有料道路に対する無利子貸付金の拡充及び貸付条件の改善等の措置を講じるとともに、料金プール制の適用範囲の拡大等制度の改善

を図ること。

(4) 交通安全・駐車場対策の推進

交通事故を防止するため、交通安全施設等整備事業を積極的に推進すること。

また、道路交通の安全と円滑化を図るため、路上駐車問題の解消に向けた駐車場整備に対する財政措置等を一層強化すること。

2 鉄道整備等の推進

(1) 高速鉄道網の整備促進

新幹線整備五線については、所要財源を確保し、整備計画どおり早期完成を図るとともに、基本計画線についても早期に整備計画を決定すること。

なお、新幹線と在来線との直通運転化が可能となるフリーゲージ・トレイン(軌間可変電車)の実用化を積極的に推進すること。

また、超電導磁気浮上式鉄道の実用化技術の開発を促進するとともに、リニアモーターカーによる中央新幹線の実現を目指して、速やかに事業を推進するため、所要の財源措置等を講じること。

(2) 並行在来線対策の推進

整備新幹線の開業に伴ってJRから経営分離される並行在来線の経営が成り立つよう、事業用資産の無償譲渡等資産の取得や運営費に対する支援策を講じること。

また、並行在来線を利用して貨物輸送が継続される場合については、国等において適切な措置を講じること。

(3) 在来線の輸送改善

新幹線、主要幹線と都市間並びに地方都市相互間の輸送について、高速化等輸送力を強化するとともに、地域の利便性を確保するよう、国は鉄道事業者に対し、適切な指導と支援を行うこと。

また、地方公共団体が輸送改善の実現のために鉄道整備に参画する場合における適切な役割分担と負担の在り方、財源措置等について検

討を進め、所要の対策を講じること。

(4) 都市交通対策の強化

公共交通機関の混雑の緩和を図り、また、大気汚染や交通渋滞の解消を図るため、都市部における新線の建設促進等について国の財政措置を拡充すること。

3 空港整備等の推進

(1) 空港整備の促進

航空需要の増大と多様化に対応するため、空港整備事業を積極的に推進すること。

また、空港利用者の利便性の向上を図るため、空港アクセス鉄道等の整備に対する国の財政措置を拡充すること。

(2) コミューター空港等の建設の促進

通勤圏内における通勤利便性の向上を図るため、その位置付けを法的に明確化するとともに、財政措置を強化し、建設を促進すること。

(3) 航空機騒音防止対策等の拡充強化

空港周辺地域の騒音防止等を図るため、航空機騒音防止対策等その周辺整備対策を拡充強化すること。

4 港湾整備等の推進

(1) 効率的な物流拠点としての港湾整備の促進

グローバル化の進展に対応し、国際競争力を備えた活力ある経済・社会を構築するため、物流の一層の効率化に資する国際的な輸送拠点としての港湾整備を推進すること。

また、海運の優位性を生かし、複数の輸送機関との連携の拠点となる港湾の整備を進め、効率的な国内海上輸送網の構築により地域相互の連携の強化を図るとともに、長距離・大量・高速輸送が可能なテクノスーパーライナーの実用化を積極的に推進すること。

(2) 地域社会を支える地方港湾整備の促進

個性豊かな地域を創造するため、日常生活や産業振興を支える基盤としての地方港湾整備を一層促進すること。

(3) 良好な港湾環境整備等の推進

良好な港湾環境を形成するため、環境対策を積極的に推進するとともに、海上交通の安全対策を拡充強化すること。

5 地方交通線対策の推進

(1) 地方中小民鉄対策の推進

中小民鉄に対する近代化設備整備費補助については、地方負担を廃止することとし、国において積極的な財政措置を講じること。

また、鉄道建設公団が立替工事を行った地方民鉄線に係る利子補給は全額国において措置すること。

(2) 第三セクター鉄道対策等の推進

第三セクター鉄道会社の新線建設中の路線については、工事を促進し、早期完成を図ること。

また、第三セクター鉄道等の経営の安定を図るため、近代化設備整備費補助制度等の拡充と税制上の優遇措置を講じること。

6 バス運行対策の推進

地域住民の生活路線である日常交通を確保するため、地方の路線バスの運行が維持できるよう、所要の対策を拡充すること。

あわせて、公営代替バスやスクールバス等各種バスの一体的・弾力的な運行が促進されるよう、関係省庁間での政策調整や財政措置の一本化を図ること。

なお、乗合バス事業に係る需給調整規制廃止後の生活交通確保のための方策について、地域の判断が反映される制度とするとともに、その方策を実施するために必要な財源の確保、地方公共団体の補助に対する適切な財政措置を講じること。

7 離島航路・空路対策の拡充

(1) 離島航路対策の拡充

離島航路の維持充実を図るため、離島航路補助について実状に即した所要額の確保及び補助対象航路の拡大に努めること。

また、離島航路事業者に対する運輸施設整備事業団の融資率の引上げ等融資条件の改善を図ること。

(2) 離島空路対策の拡充

離島空路の維持充実を図るため、新たな法制度を創設し、運航費・機体購入費等に対する財政措置などの支援策を継続するとともに、その拡充を図ること。

8 総合的な物流ネットワークの整備

物流の効率化を進め、輸送サービス水準の向上を図るため、港湾、空港等の交通・物流拠点の整備を図るとともに、より高速で、連絡性を高めた道路、鉄道等の整備を図ることにより、物流ネットワークの整備を推進すること。

3 土地対策及び都市づくり施策に関する要望

ゆとりある住宅・社会資本を整備し、豊かで安心できるまちづくり・地域づくりを推進するためには、土地の有効利用を促進する観点に立って、総合的な土地利用計画の整備・充実を図るとともに、下水道等の都市基盤施設の整備、良質な住宅の供給等を促進する必要がある。

よって、国においては、次の事項を実現されたい。

1 総合的な土地利用計画の整備・充実

地域の実情に応じた適正かつ合理的な土地利用を促進するとともに、地方公共団体の各種土地利用の調整等に資するため、地方公共団体との連携を図りつつ、「国土利用計画（全国計画）」、「大都市圏整備計画」等の整備・充実を図ること。

2 土地の有効利用等の推進

(1) 低・未利用地の利用促進

既成市街地における土地の有効利用及び宅地の計画的供給等を図るため、大規模工場跡地等の暫定利用についての制度面の整備等、低・未利用地の効率的な利用を一層促進するとともに、関連公共施設の整備を積極的に推進すること。

(2) 市街化区域内農地の活用の促進

大都市地域における市街化区域内農地について、その計画的な保全に留意しつつ、宅地・公園緑地等への円滑な転換を促進するため、計画的な交換分合を図る施策や資金の確保、関連公共施設の整備等に対する総合的な対策を拡充するとともに、保全する農地に係る地方公共団体の買取り制度の充実等の措置を講じること。

(3) 土地関連情報の整備等の推進

土地取引の活性化を図るため土地の所有、利用、取引、地価等に関する情報の体系的な整備を推進すること。

また、整備された情報の利活用を促進するため、国が保有している土地関連情報の地方公共団体への迅速な提供を図ること。

3 都市環境等の計画的な整備の推進

(1) 中心市街地の活性化等の推進

中心市街地等の整備改善を推進するため、街なか再生の視点から、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の充実を図るとともに、道路、公園及び駐車場等の都市基盤施設を計画的に整備すること。

(2) 住宅建設、宅地開発関連公共公益施設整備の推進

住宅宅地関連公共施設整備促進事業について、所要の事業費を確保するとともに、宅地開発等における関連公共公益施設の立替施行制度の推進を図ること。

(3) 都市公園等の整備の推進

都市における良好な生活環境の確保等を図るため、都市公園等の整備事業を積極的に推進すること。

(4) 都市近郊緑地の保全対策の推進

都市における良好な生活環境の確保を図るため、都市近郊緑地の保全に係る税制上の優遇措置等の支援策を講じること。

特に、都市近郊の緑地減少の要因となっている平地林・里山林等の転用を抑止するため、平地林・里山林等に係る相続税の負担軽減、納税猶予制度の導入等を図ること。

4 下水道整備の推進

(1) 下水道整備事業の推進

下水道の質的向上を図りつつ普及率を早急に引き上げるため、下水道事業を積極的に推進すること。

特に、流域下水道と関連公共下水道の一体的整備及び閉鎖性水域沿

岸地域や中小市町村における公共下水道整備の推進を図ること。

また、流域下水道、公共下水道に係る維持管理並びに下水道施設の改築、更新に係る財政措置を充実強化すること。

(2) 下水汚泥等の有効利用

下水道普及率の向上に伴い、増加する汚泥の処理処分制度及び汚泥を有効利用するための制度の充実を図ること。

また、公共用水域の水質改善及び富栄養化の防止を図るため、高度処理施設の整備を促進するとともに、下水処理水及び下水道施設等を有効利用するための制度を拡充強化すること。

5 住宅対策の充実

(1) 住宅建設等の促進

ゆとりある住生活、快適で質の高い生活空間を実現するため、住宅建設事業を積極的に推進するとともに、住宅市街地整備総合支援事業、密集住宅市街地整備促進事業等の推進を図ること。

(2) 公営住宅の供給の促進

公営住宅の建設及び建替並びに既設公営住宅の大規模改修を促進するため、所要の財政措置を講じること。

また、公営住宅使用料の設定、入退去要件等について、全国一律の基準を改め、地域の実情に応じた的確な運用ができるよう、制度の改善を図ること。

(3) 住宅税制の優遇措置の拡充

適切な住居費負担の実現、住宅用地・地区施設用地取得の促進、借上げ・買取りによる公共賃貸住宅の供給拡大等を図るため、税制上の優遇措置を拡充すること。

4 災害対策に関する要望

近年、阪神・淡路大震災を始め北海道南西沖地震、三陸はるか沖地震等の大規模自然災害やロシア船籍タンカーナホトカ号重油流出事故等の事故災害も発生している。

とりわけ、阪神・淡路大震災は、戦後最大の災害となり、国・被災地方公共団体等が一体となって、復興を進めている。

このような災害等から、国民の生命と財産を守り、社会生活の安定を確保するため、震災を始めとする災害対策を総合的かつ強力に推進することが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現されたい。

1 災害に強いまちづくりの推進

(1) 建築物、構造物等の耐震性の強化

公共建築物、住宅・業務施設、ダム・港湾・漁港・橋梁・河川海岸堤防・新幹線・高速道路等のインフラストラクチャー及び電気・ガス・上下水道等のライフラインなどの耐震基準に関し、耐震安全性が一層確保されるよう所要の措置を講じること。

なお、ライフラインについて共同溝の整備を促進するなど、その耐震性を向上させるための施策を推進すること。

(2) 都市の不燃化等の推進

地震に伴う火災の発生を防止するとともに、避難地・避難路の安全性を高めるため、市街地の不燃化を進めるとともに建築物の耐火構造化、延焼遮断空間の確保、木造密集市街地等の早期解消を図るなど、都市防災不燃化対策を積極的に推進すること。

(3) 避難地・避難路の整備

避難住民の安全を確保し、避難活動を迅速かつ的確に行うため、防

災拠点としての機能を兼ね備えた防災公園、緑地、学校等の避難地及び避難路の整備を促進すること。

(4) 防災のための総合交通体系の整備

災害等の緊急時において、迅速かつ円滑な交通を確保するため、陸海空にわたる多重の輸送手段及び輸送ルートからなる総合的な交通網の整備を促進すること。

(5) 消防力の充実強化

複雑多様化する各種災害等に対処するため、消防の施設及び装備について、一層の充実強化を図ること。

2 地震防災体制の強化

(1) 初動体制の確立

発災直後の被害状況掌握のためのヘリコプター、全天候型航空機等による空中調査システムの確立、災害緊急時用無線等の各種情報収集伝達設備の整備・拡充、交通規制体制の強化等の初動体制を確立強化すること。

(2) 広域的な応援体制の確立

大規模地震による災害に対処するため、防災関係機関相互の広域応援体制、被災者に対する住宅、生活物資、衛生・医療・福祉資機材等の安定的な供給体制、広域的な備蓄体制等総合的な広域応援体制を確立すること。

なお、二次災害の防止を図るため、災害補償制度を含めた応急危険度判定制度の運営に係る総合的な支援を図ること。

(3) 地震防災緊急事業等の推進

「地震防災対策特別措置法」に基づく地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例措置の延長を図るとともに、事業を円滑に推進するため、所要の財政措置を講じること。

また、緊急防災基盤整備事業を延長するとともに、いわゆる「地震財特法」に基づく地震対策緊急整備事業の推進を図ること。

(4) 地震予知観測体制の強化

大規模地震のための全国的な地震予知観測網の一層の整備を図り、地震予知観測体制を強化すること。

また、活断層の統一的な対策方針を確立するための活断層調査、内陸直下型の地震に対する予知観測のための技術水準の向上及び施設設備の整備についても積極的に推進すること。

(5) ボランティア、外国からの支援等受入れ体制の確立

災害時において、専門的な知識、技能等を有するボランティアや外国からの支援等を受け入れ、被災者に対する救援、救護を円滑に進めるため、防災ボランティア活動等に対する環境づくりを推進するとともに、その受入れ、支援のための対策を確立すること。

3 活動火山対策の推進

(1) 予知観測体制の強化

活動火山における観測・予知研究体制を一層強化するとともに、火山周辺対策事業等を積極的に推進すること。

また、火山ガスの発生・放出機構を解明し、火山ガスによる災害発生の危険性を予測するなど、火山ガス対策を更に充実強化すること。

(2) 火山災害の被害拡大防止と被災者の救済

火山災害等に係る被害の拡大防止を図るとともに、被災者の救済等について制度の改善を図ること。

4 各種災害対策の確立

(1) 大規模事故災害対策の充実

大規模事故災害対策について、早急に防災基本計画に基づく防災業務計画を作成するなど予防・応急復旧対策の充実を図るとともに、特別措置法の制定を含めて被災者救済制度、財政支援制度を国において早急に整備すること。

(2) 油流出事故の即応体制等の確立

外洋対応型油回収船の常時配備及び外国船舶監督官の増員配置、防除資機材の備蓄の充実、海上災害防止センターの機能・体制の強化等大規模油流出事故発生への事故情報の早期提供を含む即応体制及び未然防止体制を確立すること。

また、自然環境の保全・回復等について適切な措置を講じること。

(3) 油流出事故対応の研究開発等の推進

漂流油、漂着油及び処理剤の環境への影響把握及び評価手法、処理回収方法、監視システム、漂流予測システムの構築等の技術研究を進め、タンカー事故等による油濁被害防止技術の確立と体制整備を図ること。

(4) 環日本海諸国の連携・協力による海洋汚染防止体制の確立

環日本海諸国の連携・協力による海洋汚染防止のための共同監視、防除体制等を確立すること。

(5) 放射性物質に対する検査・管理体制の強化

放射線障害を未然に防止し、住民の安全確保を図るため、放射性物質に対する検査・管理体制を強化するとともに事故等の発生時における地方公共団体への連絡通報体制を整備・充実すること。

5 復旧・復興対策の推進

(1) 阪神・淡路大震災の復興対策の推進

阪神・淡路大震災の復興対策の推進を図るため、引き続き、復興特定事業等を始め復興事業に係る所要の財政措置、公的規制の緩和等の支援措置を講じること。

特に、被災者の生活支援、住まいの復興、産業振興と雇用対策等に対する、必要かつ十分な事業費の確保及び被災地方公共団体への財政措置等制度の拡充や新しい仕組みの創設も含めた特段の措置を確立すること。

(2) 大規模災害に対する総合的な災害復旧・復興支援制度の確立

大規模地震等により被災した地域の早期復旧と復興対策等を速やかに推進するため、抜本的、総合的な支援制度を確立すること。

特に、地震等により被害を受けた住宅の復興については、国において、国民の相互扶助を基本とした住宅の災害共済制度の法的整備等、住宅再建を支援するための措置を講じること。

(3) 激甚災害対策の推進

地震・風水害等により甚大な被害を蒙った地域の早期復旧を図るため、激甚災害の早期指定に努めるとともに、激甚災害対策特別緊急事業を積極的に推進すること。

6 被災者支援施策の充実強化

(1) 生活支援の充実強化

ア 災害弔慰金、災害障害見舞金について、支給対象災害の制限を撤廃するとともに、支給要件の緩和及び支給額の引上げ等を図ること。

イ 災害援護資金について、貸付対象区域要件を廃止するとともに、貸付要件の緩和及び貸付条件の改善を図ること。

ウ 災害救助法による救助の種類、対象、費用の限度額等について、抜本的な見直しを行い、措置内容を改善すること。

(2) 住宅支援の充実強化

ア 住宅金融公庫の災害復興住宅資金について、貸付要件を緩和するとともに、貸付条件の改善及び激甚災害の特例適用基準の緩和等を図ること。

イ 被災者の住宅再建に対する税制上の優遇措置を充実すること。

ウ 防災集団移転促進事業について、事業実施要件の緩和、助成限度額の引上げ等を図ること。

エ 災害公営住宅建設事業を局地激甚災害の特例事業の対象にするとともに、滅失戸数要件の緩和等措置内容の充実を図ること。

(3) 生業支援の充実強化

ア 農林漁業金融公庫、政府系中小企業金融 3 機関が行う貸付及び天災融資制度について、貸付要件を緩和するとともに、貸付条件を改善すること。特に、農林漁業金融公庫資金及び政府系中小企業金融 3 機関資金の激甚災害の特例金利を引き下げること。

イ 中小企業信用保険法に基づき実施される倒産関連保証の特例適用に係る業種及び地域指定要件を緩和するとともに、てん補率の引上げ、保険料率の引下げ等を図ること。

5 国土保全対策及び水資源対策に関する要望

国土を保全し、国民生活の安定・向上に資するため、治山治水、海岸保全等の関連施策を総合的に進め、安全で豊かな国土づくりを推進することが必要である。

また、生活水準の向上、経済社会の高度化等に伴う水需要の増大や少雨に伴い生じる水不足に対処するため、水資源の安定的確保、多面的な水利用及び水利用の合理化等の水資源対策が必要である。

よって、国においては、次の事項を実現されたい。

1 国土保全対策の推進

(1) 治水・砂防事業の推進

水害や土砂災害の発生を防止するため治水・砂防事業を積極的に推進すること。

また、地方特定河川等環境整備事業の制度を拡充し、積極的に推進すること。

(2) 治山事業の推進

山地に起因する災害の発生を防止するとともに、森林の水源かん養機能の強化を図るため、治山事業を積極的に推進すること。

特に、地震、豪雨等の山地災害等を防止・軽減するため、計画的な事業の推進が図られるよう措置すること。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業等の推進

急傾斜地の崩壊による災害の発生を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設等の整備を積極的に推進すること。

また、がけ地近接等危険住宅移転事業を促進し、警戒避難体制の整備等に対する支援を図るとともに、雪崩対策関係事業を拡充強化すること。

(4) 海岸保全事業等の推進

津波・高潮等の災害や海岸侵食を防止するための安全な海岸整備を進めるとともに、環境の保全、適正な利用にも配慮した海岸の創造を推進するための所要財源の確保等積極的な支援を行うこと。

(5) 法定外公共物の譲与の促進

法定外公共物に係る国有財産の譲与が円滑に進められるよう、事務の一層の簡素化、財政上の支援等の適切な措置を講じること。

2 水資源対策の推進

(1) 水資源の確保

水源地域等関係区域の実情を十分配慮しつつ、将来の水需要を見通したダム of 適正な建設計画を樹立し、先行投資となる利水（未特定利水）についての合理的な負担制度を早急に確立すること。

なお、この制度が確立するまでの間は、直轄多目的ダムにおける治水特別会計による利水者負担分の立替期間を大幅に延長するとともに、補助多目的ダムについても同制度の導入を図ること。

(2) 水源地域対策に係る財政措置の改善

水源地域の指定及び財政特例措置の適用についての基準を実情に即して緩和するとともに、特例措置対象事業の拡大等財政措置を改善すること。

(3) 生活再建措置等の充実

ダム補償については、住民の生活再建を確保する観点に立って現行補償制度の見直しを行うこと。

また、生活再建措置については、国、地方公共団体及びダム事業者の責任分担を明らかにするとともに、代替地の確保、生業対策の充実、資金の確保及び租税の軽減等を図るため、所要の改善措置を講じること。

3 水の有効利用対策の推進

水の有効利用を図るため、工業用水、農業用水等の利用の合理化、地下水の適正利用、下水・産業廃水の再生水や雨水の利用及び海水の淡水化等総合的な水利用対策を積極的に促進すること。

また、水資源の有限性等について国民の理解を深め、節水意識の高揚等を図るための施策を積極的に推進すること。

4 渇水対策の推進

(1) 既設ダムの有効利用の推進

既存水源の有効活用を図るため、ダム群連携、ダム再開発及びダムの浚渫等の事業を拡充すること。

(2) 異常渇水対策の推進

渇水時の情報収集や渇水調整体制の確立及び利水者相互の支援体制の整備等異常渇水に対応するための対策を推進すること。

5 水道事業及び工業用水道事業の経営健全化

水道事業及び工業用水道事業について、公営企業金融公庫の臨時特利融資及び借換債を拡充するとともに、政府資金についても借換えを認めること。

また、工業用水道事業のうち、水需要の発生が当分の間見込めない事業の企業債の元利償還金等についても、一般会計からの繰出しの対象とするなど、財源措置を伴う繰出し制度の拡充を図ること。

【 社会・文教・環境関係 】

1 少子化問題に対する総合的施策の推進に関する要望

結婚・育児に関する意識の多様化、住環境の問題及び労働環境の問題等を背景として、出生率の低下傾向が続いている。このような少子化の進行は、労働力人口の減少と高齢者比率の上昇や市場規模の縮小などを招くこととなり、わが国の社会経済に大きな影響を与えるとともに、地域社会の活力の低下や子どもの健全な成長への悪影響をもたらすことが懸念される。

国においては、育児休業制度の充実、低年齢児保育や放課後児童健全育成事業の推進等の子育て支援施策を講じているところであるが、今後は新たに策定された「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」の着実な推進を図るとともに、乳幼児医療費助成に対する財政措置等の子育てに関する経済的な負担を軽減するなど、地方公共団体が地域の実情に即して行っている施策に配慮しつつ、総合的に推進されたい。

2 社会福祉及び保健医療に関する要望

福祉、保健、医療に係る行政需要の増大と多様化が進展し、特に、高齢者、障害者等に対する総合的施策の展開を図ることが急務となっていることから、各分野にわたる施策を長期的視点に立って適切かつ総合的に推進することが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現されたい。

1 社会福祉施策の推進等

(1) 社会福祉施策の充実

ア 高齢者福祉施策の推進

「ゴールドプラン21」に基づき、高齢者保健福祉施策を一層充実強化されるとともに、地方公共団体の老人保健福祉計画及び介護保険事業（支援）計画を円滑に推進できるような的確な財政措置を講じること。

イ 介護保険制度の円滑な実施

介護保険財政に対する都道府県の公費負担、また、財政安定化基金の運営、介護保険審査会の運営、事業者・施設の指定・指導、介護支援専門員の研修、国民健康保険団体連合会の苦情処理業務等に要する財政負担に対して必要かつ十分な財政措置を講じること。特に、指定都市・中核市の在宅福祉事業及び市部の介護老人福祉施設に係る給付費負担の発生に伴う都道府県の大幅な財政負担に対して、的確な財政措置を講じること。

また、離島等については、その特殊性を踏まえた支援が必要であり、的確な財政措置を講じること。

さらに、介護費用総額が制度創設時の見込みと乖離し、地方公共団体の公費負担が当初の想定を上回る事態が生じた場合において

は、国が責任を持って措置すること。

ウ 障害者福祉施策の推進

地方公共団体が作成した障害者計画の円滑な推進を図るため、障害者プラン（ノーマライゼーション7か年戦略）に基づき、障害者の自立の支援と社会参加のための施策を充実すること。特に、障害の重度化、重複化、障害者の高齢化に対応した総合的な施策を推進するとともに、障害者（児）に対する公費医療制度を充実すること。

また、生活支援制度の充実等を行い精神障害者の社会復帰対策の着実な推進を図るとともに、地域精神保健福祉施策に対する的確な財政措置を講じること。

なお、平成15年度から実施される障害者福祉サービスの利用制度への移行に当たっては、制度の円滑な実施を図るため、制度詳細の検討に際し、必要な情報を速やかに提供するとともに、地方公共団体等関係者の意見を十分に反映すること。

エ 地域福祉活動の促進

住民参加による地域福祉活動の充実を図るため、福祉教育の充実、ボランティア活動の振興、情報ネットワークの有効活用のための支援等地域福祉活動の基盤整備を促進すること。

オ 原爆被爆者援護施策の充実

原爆被爆者援護施策を充実強化するため、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護施策を一層推進すること。

(2) 社会福祉施設の整備、運営の改善

高齢者、障害者、児童等の福祉施設について、居室の改善、老朽施設の改築等の推進を図るとともに、地域福祉の推進拠点として整備、運営ができるよう、的確な財政措置を講じること。

(3) 福祉人材の養成確保対策の推進

介護福祉士等の福祉人材の養成確保及び資質の向上を図るため、養成・研修制度の拡充等、総合的な対策を推進すること。

(4) 福祉のまちづくりの推進

高齢者や障害者を始めすべての人が安全で快適に暮らし、社会参加できる福祉のまちづくりを推進するため、公共的な施設の整備・改善を促進する法制度を整備するとともに、交通バリアフリー法に基づく基本構想を実現するための的確な財政措置を講じること。

また、障害者等の利便向上のために車両を運行する際の規制を緩和すること。

2 保健医療体制の整備等

(1) 医療提供体制の整備

ア 医療機関の体系的整備

健康増進、疾病予防、治療、リハビリテーション等一貫した医療供給体制の整備を促進すること。

なお、高度かつ専門的な医療施設の全国的な体系的整備を着実に推進するとともに、へき地医療及び救急医療体制を整備・充実すること。

また、原子力災害による被ばく医療体制について、一層の整備・充実を図ること。

イ 公的病院の経営健全化対策の推進

公的病院の経営健全化を推進し、医療需要の増大と質的变化に対処し得るよう社会保険診療報酬を適正化すること。

また、公的病院に係る特殊診療部門や自治体病院についての的確な財政措置を講じること。

ウ 国立病院・療養所の整備

国立病院・療養所の再編成・合理化を進める場合には、地域医療の確保に重要な役割を果たしていることにかんがみ、地方公共団体と十分に協議するものとし、国の財政負担を地方公共団体に転嫁するような措置はとらないこと。

エ 医療従事者の養成確保対策の推進

看護職員、理学（作業）療法士等医療従事者の養成確保及び資質の向上を図るため、高等教育機関の設置を含む養成体制の一層の拡充等、総合的な対策を推進すること。

(2) 地域保健施策等の充実強化

ア 地域の保健・医療・福祉体制の確立

保健・医療・福祉サービス需要の増大と多様化に対処するため、保健所・市町村保健センターや介護老人保健施設等の機能の充実を図るとともに、地方公共団体が地域の実情に即して施策を推進することができるよう、的確な財政措置を講じること。

さらに、保健婦等地域保健従事者の養成確保及び資質の向上を図るため、養成研修制度の拡充等、総合的な対策を推進すること。

イ 健康危機管理対策等の推進

国民の生命・健康の安全確保を図るため、感染症対策、大規模食中毒対策、毒物劇物対策等の各分野における健康危機管理対策を充実すること。

また、ますます高度多様化する保健医療の課題に対応するため、エイズ対策、院内感染防止対策、難病対策、薬物乱用防止対策等を充実すること。

なお、特定疾患治療研究事業等に対する的確な財政措置を講じること。

(3) 国民健康保険制度の改革

医療保険制度の改革について、早急に検討を進めること。

また、改革に当たっては、給付と負担の公平化を図り、国民が安心して良質な医療サービスを受けることができるような制度を確立することが必要であり、その際、国民健康保険制度については、他の医療保険制度と全国レベルで一元化するなど抜本的に改革すること。

なお、今後の制度改正に当たっては、地方公共団体に負担を転嫁するような措置はとらないこと。

3 地域改善対策等に関する要望

地方公共団体は、これまで、「同和対策事業特別措置法」、「地域改善対策特別措置法」及び「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき、各般にわたる事業を推進してきたところであるが、国においては、国民の正しい理解と認識を深めるための啓発活動を強力に推進し、就労対策、産業の振興、教育の施策を充実するとともに、事業遂行のための適切な対策を講じられたい。

また、「人権擁護施策推進法」に基づき、人権擁護推進審議会において「人権侵害の被害者救済に関する施策の充実に関する基本的事項」について速やかに審議され、法的措置を含め必要な措置を講じられるとともに、先に答申が出された「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」を踏まえ、法的措置等の必要な措置を講じられたい。

4 雇用対策に関する要望

わが国経済は、景気の緩やかな改善が続いているものの、雇用情勢については完全失業率が高水準で推移しているなど、依然として厳しい状況にある。こうした厳しい雇用情勢に対応し、雇用不安を払拭するため、雇用の確保・安定対策や離職者対策を強力に推進されたい。

また、高齢者、女性、障害者等の雇用・就業機会の確保・拡大を図るとともに、就業ニーズの多様化に応じた職業能力開発の推進、相談・指導・紹介体制の強化を図られたい。

なお、職業安定関係事務については、大部分が国の直接執行事務に移行されたところであるが、高齢者、障害者等の雇用の安定・促進施策や若者定住等地域性の大きい雇用施策などについて地方公共団体が引き続き円滑に実施することが重要であるので、雇用対策連絡調整会議等を通じて、国と地方公共団体との連携や所要の情報提供が実効あるものとなるよう特段に配慮されたい。

5 教育及び文化の振興に関する要望

わが国が創造的で活力ある文化国家として発展し、また、国民が生きがいや心の豊かさを実感できる社会を築き上げていく上で、教育及び文化行政の果たす役割は、ますます重要性を増し、その施策の充実が緊急の課題となっている。

よって、国においては、次の事項を実現されたい。

1 学校教育の多様化・弾力化等に対応した教育改革の推進

- (1) 現在、教育改革が教育改革プログラム等により推進されているが、これらの改革はいずれも地方公共団体の行財政運営に及ぼす影響が大きいため、その実施に当たっては、地方の実情に十分配慮し、適切な対応を図ること。

なお、財政負担の在り方については、地方への単なる負担転嫁とならないようにすること。

- (2) 学校教育の多様化、弾力化、情報化等に対応した公立文教施設・設備の重点的、効率的な整備を促進するため、財政措置の充実を図ること。

2 生涯学習の推進

生涯学習社会を構築するため、情報技術を活用した新しい形式の講座の開設など多様な講座の提供や情報リテラシー養成、学習相談など生涯学習支援体制の整備等を図ること。また、生涯学習成果の評価・活用の一層の促進を図る施策を実施すること。これら諸施策に対する財政措置の充実を図ること。

3 私学の振興

少子化時代への対応等長期的視点に立ち、学校教育の重要な一翼を担

っている私学の経営基盤を確立し、教育条件の向上と保護者負担の軽減を図るため、私学の総合的な振興方策を拡充強化すること。

4 青少年健全育成施策の推進

次代を担う青少年の健全な育成を図るため、青少年の社会参加活動、地域社会における青少年育成活動、青少年を取り巻く社会環境の整備等の諸施策を、総合的かつ効果的に推進すること。

5 スポーツの振興

心身の健全な発達及び明るく豊かで活力に満ちた社会の形成を図るため、スポーツ施設の整備充実、生涯スポーツの充実等の諸施策を推進すること。

特に、国際的な競技大会の招致及び開催に対する支援体制を充実強化すること。

6 地域の文化振興及び文化財保護施策の充実

地域の文化振興を図るため、地方巡回公演等芸術鑑賞機会の拡充等を積極的に推進すること。

また、文化財保護の万全を期するため、史跡、名勝、天然記念物等の整備、史跡等の公有化、地方文化財保存施設等の整備、埋蔵文化財の保護等の施策を充実するとともに、文化財予算の一層の充実を図ること。

特に、埋蔵文化財の発掘調査費等の負担区分については、法制化などにより明確化を図ること。

6 環境保全対策に関する要望

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指し、国際的協調の下、住民の健康を保護し、快適な生活環境と生態系の多様性等を確保するため、公害の防止、環境の保全に関する施設の整備及び自然環境の保全等が要請されている。

よって、国においては、次の事項を実現されたい。

1 環境基本計画の推進

環境基本計画の長期的な目標に関する総合的な指標等の開発、個別施策の具体的目標の設定を促進するとともに、計画の進捗状況の点検結果を踏まえ、計画の着実な推進を図ること。

また、この計画の下で、地方公共団体が、総合的かつ計画的な環境保全対策を展開できるよう、財政措置の充実を図ること。

なお、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するために、環境の保全上の支障を防止するための経済的措置を推進すること。

2 地球環境保全対策の総合的推進

地球環境問題に対処するため、意識の喚起・高揚を図る啓発、技術の開発・普及、推進体制の整備等総合的な保全対策を講じること。

特に、地球温暖化対策については、「京都議定書」の早期発効に向け、強力なリーダーシップを発揮されるとともに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等に基づく施策の実施や経済的手法の導入等により実効性のある総合的な方策を推進すること。

また、廃棄されるカーエアコン等に含有するフロン等の大気中への排出を防止するための法規制を行うとともに、回収・破壊を着実に推進するため、所要の財政措置を講じること。

3 廃棄物対策の推進

- (1) 廃棄物の量の増大、質的な多様化等に対処するため、処理技術の開発を図るとともに、廃棄物処理施設の整備を促進する方策を講じること。

また、循環型社会形成推進基本法などのリサイクル関連法を実効あるものにするため、容器包装廃棄物を始めとする廃棄物の発生抑制や再使用を図るとともに、再生利用技術の開発、再生利用を促進するリサイクル商品の利用拡大等の循環型社会構築のための方策を一層推進すること。

- (2) 産業廃棄物の処理に当たっては、その処理を円滑・適正に進めるための施策を推進すること。

また、第三セクター等公共関与による産業廃棄物処理施設の整備事業に対し、用地取得のための土地収用権の付与及び財政措置の充実を図ること。

- (3) 有害廃棄物の不法投棄を防止するため、特別管理産業廃棄物の適用範囲を拡充するとともに、深刻な問題となっているPCB廃棄物については、中小零細事業者が保管するPCB廃棄物に係る処理体制の整備・拡充を図ること。また、自動車、家庭用機器、小型船舶等の不法投棄を防止するため、実効性ある制度を創設すること。

- (4) 安定型最終処分場の在り方について、水道水源水域周辺等に設置する場合の規制及びその処分場への廃棄に関する規制を一層強化するとともに、既存処分場における硫化水素ガス等の発生等にかかる対策を早期に確立すること。

4 有害物質対策の拡充

未規制の有害物質については、早急にその環境に及ぼす影響を調査し、環境基準、排出基準を設定すること。また、ダイオキシン類については、発生メカニズムや対策手法等の調査研究を進め、調査測定全般に係る精度の向上、汚染環境の浄化・修復等の対策の確立等、総合的対策を推進

すること。さらに、内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）の疑いのある物質については、調査研究等総合的対策を推進すること。

また、有害物質による地下水等の汚染原因の調査究明及び排出者の責に帰することができない汚染地下水・土壌の浄化等を地方公共団体がやむを得ず単独で行う場合は、その財政負担が過大とならないよう、所要の財政措置を講じること。

5 各種公害対策の総合的推進

(1) 閉鎖性水域等の水質保全対策の総合的推進

閉鎖性水域、都市河川等の水質保全を図るため、水質浄化技術の開発等各種対策を総合的に推進すること。

(2) 交通公害対策の総合的推進

自動車、航空機、鉄道等による大気汚染、騒音、振動、受信障害の交通公害については、早急に総合的な公害防止対策を講じること。

特に、自動車から排出される窒素酸化物の「総量削減計画」を達成するため、自動車単体対策、車種規制の強化、使用過程車の排出ガス低減対策、交通流対策、物流対策等を促進するとともに、低公害車の普及促進に向けて、技術開発及び条件整備を図ること。また、ディーゼル車から排出される粒子状物質についても、総合的対策を強力に推進すること。さらに、自動車騒音の低減についても、道路構造対策、沿道対策等諸施策の充実を図ること。

(3) 地盤沈下対策の推進

地盤沈下を防止するため、地下水等の採取の適正化、代替水の確保等の諸対策及び被害復旧に必要な所要の財政措置を盛り込んだ法律を早期に制定すること。

なお、この場合においては、既に条例による規制等を行っている都道府県の実情に十分配慮すること。

(4) 総合的な環境保健施策の推進

大気汚染等による健康影響の調査や健康被害の予防等総合的な環境

保健施策を推進すること。特に、公害による健康被害者の救済のための施策を推進すること。

(5) 公害防止に関する事業に係る財政上の措置の充実

平成12年度で法期限が到来する「公害に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を延長すること。

6 休廃止鉱山の鉱害防止対策の強化

休廃止鉱山からの重金属等の漏出による汚染については、国において鉱害防止の指導監督を強化すること。特に鉱害防止義務者不存在鉱山又は無資力鉱山の鉱害防止対策並びに鉱害防止施設完成後の施設の維持管理及び更新については、国の責任において実施すること。

7 自然環境保全対策の充実

各種開発の進展等により、藻場、干潟、自然海浜等の貴重な自然環境が減少している瀬戸内海等の自然環境を、健全な状態に保全・回復するための新たな施策を確立し、推進すること。

【国際化・基地・領土関係】

1 地域国際化の推進に関する要望

わが国の国際社会における地位の向上と役割の増大に伴い、在住外国人施策の実施や国際交流、国際協力事業の展開等地域国際化の推進が要請されており、都道府県では様々な施策に積極的に取り組んできている。

よって、国においては、地域の国際化に関する施策を地方公共団体が円滑に推進できるよう、次の事項を実現されたい。

1 地域国際化施策の総合的推進

国際化に対応した地域づくりを総合的に推進するため、地方公共団体における国際交流、国際協力について法的根拠を明確化すること。

また、地域国際化のための施策の充実に十分配慮した適切な財政措置を講じること。

2 地方空港のC I Q体制の充実

地域国際化の基盤整備の一環として地方空港の国際化に力を注いでいるが、C I Q（税関、出入国管理、検疫）要員が常駐する地方空港の数が限られており、国際便の離発着に種々の制約が課されているので、高まっているC I Qの行政需要に対応して国において速やかに体制を拡充すること。

また、C I Q退職職員の効率的な再雇用の推進とともに、広域的、効果的な活用やその仕組みづくりを行うこと。

3 在住外国人施策の推進

わが国に在住する外国人にかかわる諸問題に適切に対応するため、長期的、基本的な視点に立った施策を確立すること。

特に、深刻な社会問題となっている不法滞在者、不法就労者について

は、引き続き国として明確な対応策を打ち出すこと。

- (1) 医療費の負担能力に欠ける在住外国人に対する救急医療確保策の充実を図ること。
- (2) 公立小・中学校における外国人児童生徒の指導体制・方法を充実すること。
- (3) 民間住宅における外国人に対する入居差別をなくすため、意識啓発を行うこと。
- (4) 昭和56年の国民年金法改正に際し、国民年金の受給資格が得られなかった在住外国人に対する救済措置を講じること。
- (5) 外国人登録証明書の常時携帯制度を見直すこと。
- (6) 在住外国人の人権に配慮した施策を進めるため、国に総合的な窓口を設置すること。

4 総合的な留学生対策の推進

留学生に対する奨学金の拡充、留学生用の宿舎の確保、地域と留学生との交流施設の整備等受入れ体制の充実を図るなど、総合的な留学生対策を推進すること。

5 国際協力事業に対する支援の拡大

開発途上国が行う人づくりや環境保全等の事業を推進するため、地方公共団体がその人材とノウハウを活用して実施する国際協力事業に対し、情報提供や要員の養成等の支援を推進するとともに、地方公共団体が行う海外技術研修員受入れ事業の受入れ数を拡大するなど財源措置を拡充すること。

あわせて、海外技術研修員受入れ事業による研修員等の入国事前審査及び査証発給事務の簡素化・迅速化を進めること。

また、政府開発援助に関する地方公共団体のかかわり方について検討を行うとともに、地方公共団体が行う国際協力事業に対し、国の政府開

発援助予算により包括的に支援を行う新たな制度を創設するなど適切な措置を講じること。

6 地域国際化協会に対する課税特例制度の適用拡大

地域国際化協会は、それぞれの地域の国際化の核として機能しているが、更に充実した事業を進められるよう、財政基盤の一層の確立が求められているため、寄付金に係る課税の特例制度の適用を受けられる特定公益増進法人としての認定を一層促進すること。

2 基地対策に関する要望

非核三原則を堅持するとともに、関係地方公共団体の意向を十分に尊重しながら基地対策を積極的に推進し、住民の福祉の向上を図る必要がある。よって、国においては、次の事項を実現されたい。

- 1 基地周辺及び演習に際しての住民の安全確保・環境保全対策の推進
 - (1) 住民の安全を確保するため、航空機の整備点検、パイロット等の安全教育はもとより、住宅地域及び工場地帯上空での飛行制限、夜間離着陸訓練、各地で行われる低空飛行訓練の中止等、徹底した安全対策を講じること。
 - (2) 基地周辺住民の不安を取り除くため、基地運用等に関する情報の速やかな提供を行うほか、特に航空機燃料・弾薬等危険物の管理・輸送及び演習時の安全確保に万全の措置を講じるとともに、基地老朽施設を早急に点検・整備すること。
 - (3) 住民の不安を取り除くため、米軍人等に対する教育及び綱紀粛正の徹底等を図るよう、米国側に申し入れること。
 - (4) 基地周辺の環境保全のため、航空機騒音・水質汚濁・大気汚染等のいわゆる基地公害の防止に努めること。
- 2 基地周辺の生活環境の整備を図る各種事業の拡充

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の運用に当たっては、関係地方公共団体の意向を十分に尊重するとともに、同法に基づいて実施する各種事業を拡充強化すること。
- 3 米軍基地の整理・縮小・返還の促進
 - (1) 米軍基地の総点検を行い、遊休施設の早期返還を図るとともに、特

に人口密集地域に所在する施設を積極的に整理・縮小し、早期返還を促進すること。

また、米軍基地機能等を変更しようとするときは、関係地方公共団体と事前に十分協議すること。

- (2) 返還後の基地跡地の利用については、関係地方公共団体の利用計画を十分尊重するとともに、当該地域の振興に配慮すること。

4 駐留軍従業員対策の充実等

従業員の雇用安定を図るとともに、福利厚生施策の充実及び労働安全対策を強化すること。

5 周辺事態安全確保法等の運用に関する情報提供等

「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」等の運用に当たっては、適時・的確な情報の提供に努めるとともに、地方公共団体の意見を聴取し、その意向を十分に尊重すること。

3 北方領土及び竹島領土関係に関する要望

わが国固有の領土である択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の北方領土の復帰並びに竹島の領土権の確立は、多年にわたる国民の念願であり、その解決促進を図ることが緊要である。

よって、国においては、次の事項を実現されたい。

1 北方領土問題の解決促進

北方領土復帰の実現は、国民の多年にわたる念願である。

日ロ両国首脳の合意である「日露関係に関する東京宣言（平成5年10月）」等を踏まえ、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の北方四島の復帰実現のため、ロシア連邦と粘り強く外交交渉を行うこと。

また、国民世論の啓発並びに国際世論の喚起に努めること。

2 竹島の領土権の確立

竹島の領土権の確立は、国民の多年にわたる念願であり、引き続き強力な外交交渉を行い、竹島の領土権の早期確立を図ること。

また、竹島問題について総合的に対応できるよう、国の体制を整備するとともに、同問題に対する全国的な世論の喚起を図ること。